

International Standard for Intelligence and Investigations [ISII] インテリジェンス及びドーピング調査に関する 国際基準（2027年版）



注意)

本日時点では、2027年版世界アンチ・ドーピング規程、国際基準の翻訳作業が進行中となっています。
よって、各スライド内で提示している文章は、2027年版の世界アンチ・ドーピング規程、及び国際基準の日本語訳を正確に反映しているものではなく、趣旨を踏まえた解説のための文章として提示するものです。

世界アンチ・ドーピング規程、国際基準の日本語訳版は、完成次第、JADAのwebサイトで掲示するとともに、冊子を各団体事務局に送付予定です。

ISIIの主なポイント

NEW !

- 検査及びドーピング調査に関する国際基準から独立
- 世界規程(2021年版)、検査及びドーピング調査に関する国際基準(2023年版)等に既に明記されていたものを集約・明確化したもの
- ドーピング関連情報の収集、受領、保管、評価及び関連調査に関するアンチ・ドーピング機関の中核的責任を定めたもの

■ アスリート等関係者が知っておきたいポイント

■ 調査の基本原則（ISII第5.3.3項）

ドーピング調査は「公平・客観的」に行われるべきであり、違反を立証する証拠だけでなく、違反がないことを示す証拠も同様に検討されるべきであるという原則

■ 調査への協力義務（世界規程第21条及びISII第5.4.2項）

アスリートおよびアスリートの関係者は、アンチ・ドーピング機関が行うドーピング調査に協力する義務があります

■ アスリート等関係者が知っておきたいポイント

■ ドーピング調査協力の際の権利 (ISII第5.4.2項コメント)

ドーピング調査協力にあたっては、自己負罪拒否権(自分に不利益な供述を強制されない権利)や自費での弁護士と同席といった手続き上の保護が認められています

■ 実質的支援の活用 (世界規程10.7.1項, 定義)

他の人物によるアンチ・ドーピング規則違反を明らかにするために「実質的支援」を提供した場合、自身の制裁期間が短縮される可能性があります

■ アスリート等関係者が知っておきたいポイント

■ 情報提供源としての役割（ISII第4.2.1項コメント）

アスリートやアスリートの関係者は重要な情報源となります
WADAが運用している「Speak Up」や日本国内においては、JSCが運用している「通報窓口」を通じた情報提供なども期待されています

■ 情報提供者の保護（ISII第4.2.4項, 第4.2.5項）

アンチ・ドーピング機関は、法的な要請や本人の書面同意がある場合を除き、情報提供者の身元を開示したり、確認したりすることは禁じられています
アンチ・ドーピング機関に身元を開示して情報提供を行った場合でも、情報提供者の身元がアンチ・ドーピング機関内の必要最低限の人物以外に身元が開示されることはありません

■ アスリート等関係者が知っておきたいポイント

- **18歳未満・要保護対象者に対する配慮**（ISII第5.3.4項）
要保護対象者および18歳未満には、情報提供時やドーピング調査協力時に成人を伴う等特別な配慮をおこなう必要があると定められています
- **組織間協力と情報共有**（ISII第4.2.2項コメント）
アンチ・ドーピング機関は、他のアンチ・ドーピング機関と協力する義務があります他のアンチ・ドーピング機関が義務を遂行するために必要な場合は、機密性を保持した安全な方法で情報を共有しなければなりません
そのため、JADAが保有する機密情報を国際競技連盟等に共有する可能性があります、その場合でも、情報提供者の身元は保護された状態で共有されます

■ アスリート等関係者が知っておきたいポイント

■ 不協力による制裁（ISII第5.4.2項）

調査への不協力(虚偽情報の提供、証拠隠蔽・破壊、他者への情報提供妨害等)は、世界規程第2.5項(不正干渉又は不正干渉の企て)のアンチ・ドーピング規則違反として追及される可能性があります

■ 規律処分の準備（ISII第5.4.2項）

万が一、関係者の不協力がアンチ・ドーピング規則違反に該当しないレベルであっても、競技団体独自の行動規範や規律規程に基づき、適切な処分を行える体制を整えておくことが推奨されます



勝利を超える価値がある

私たちは信じる。

正々堂々と競いあう潔さを。

相手をリスペクトすることで生まれる友情や感動を。

まっすぐ挑戦しつづける、そこに、

自分や、仲間や、社会さえ変える力があることを。

さあ、すべては、私たちの中にある

フェアネスの心からはじまる。

スポーツのフェアネスが、社会のフェアネスを支えるために。



公益財団法人 日本アンチ・ドーピング機構